

埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて（依頼）

～記入の方法～

○ 氏名欄は、法人等の場合は法人名及び代表者職氏名を併記し、法人印及び代表者印を押印してください。また、個人の方が依頼される場合も押印してください（実印でなくても結構です）。複数の方が共同して照会される場合には連署していただいても結構です。

（記名された法人または個人の方あてに書面にて回答いたします。複数の方が連署して照会された場合には連名による回答書となります。）

○ 区域の記載は事業区域内の地番は全筆記載してください。今後分筆予定しているもののまだ分筆されていない場合には「〇〇番ー〇の一部」と記載してください。地番が多数で記載しきれない場合には別紙一覧表を添付していただいても結構です。

○ 面積の記載は実測した面積を記載してください。未計測の場合には公簿面積でも結構ですが、「(公簿面積)」と記載してください。

○ 事業目的は例を参照に記入してください。事業が未定である場合（不動産鑑定等）も目的をご記入ください。

例：宅地造成（宅地分譲）・集合住宅建設・個人住宅（専用住宅）建設・店舗建設・公園造成

盛土行為・農地造成・農業基盤整備・土砂採取・土地区画整理・工場建設・産業廃棄物処理場、等

○ 工事期間は、工事着手から完了までを記載してください。予定でも結構ですので必ず記載してください。

○ 依頼される方と連絡先の方が異なる場合に回答する際には、代理人である連絡先に記載された方に連絡し、回答書を交付しております。法人の場合には担当者の方の部署名及び連絡の取れる電話番号まで必ず記載してください。依頼される方と異なる連絡先の方は必ず依頼される方の委任を受けてください。

（裏面に続く）

添付図面の留意点 (地形図、公図は事業範囲を **赤線** で囲んでください)

- 添付図面についてはできるだけ**A4判**でそろえてください。縮尺が不明になるような縮小コピーはしないでください。
- 地形図は**2,500**分の1の等高線が記載された地図に地点を赤線にて記載してください。船橋市役所では5階都市計画課にて取り扱っております。
- 公図は複写(コピー)でかまいません。事業範囲を赤線で記載してください。
- 計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度がわかる図面を添付してください。当該事業の計画が作成されている場合にはできるだけ詳細な図面をつけていただくと回答後協議が必要な場合、取り扱いについて協議がよりスムーズにできます。

例：土地分譲区画図、土地利用計画図(配置図)、造成計画平面図、造成計画断面図、道路計画断面図排水計画平面図・排水計画断面図(給排水配管図)、擁壁断面図、現況図、予定建築物1階及び地下階平面図、基礎伏図、基礎断面図、地盤改良工事図面(鋼管杭配置及び深度を記載した図面等)、建築物の矩形図、浄化槽・雨水貯留槽・防火水槽等設置による掘削深度を記載した図面、など

(回答後、引き続き協議の際には上記図面のような、現況GLと計画GL及び掘削深度がわかる図面を提出していただく場合があります。)

埋蔵文化財の所在の確認及びその取り扱いについて書面にてご提出いただく際には、添付図面を確認し、またご質問させていただくことがあります。お手数ですが船橋市役所7階文化課窓口までご提出ください。

埋蔵文化財の所在の確認及びその取り扱いについて書面にて照会いただいた場合には、現況・現地形・旧地形・周辺の調査状況・工事計画内容等を検討した後、2週間(10営業日)前後の間に記載された担当者の方あてに電話にてご連絡いたします。回答をお渡しする際には受領印を押印していただいております。受領印をご持参ください。

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが文化課文化財保護係までお問い合わせください。

船橋市教育委員会 生涯学習部

文化課 文化財保護係

(船橋市役所 本庁舎7階)

047(436)2898・2887